

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和2年10月29日

今治市監査委員 渡辺英徳  
同 山岡健一

監査対象機関	監査結果報告書の日付
都市建設部 道路課	令和2年7月10日
<p>菊間松尾線道路改良工事</p> <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 履行報告に関する特記仕様書が、今治市の内部通知で不用であることから口頭で撤回されていたが、契約書及び今治市土木工事共通仕様書の規定により、書面により行うと規定されているので、文書により通知されたい。</li><li>2 今治市土木工事共通仕様書に規定されている交通誘導警備員配置計画表を、着手前に監督員に提出していなかったため、適正な施工計画書を作成するように請負者に周知徹底されたい。</li></ol>	
<p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 書面により、施工業者へ通知しました。今後、適正な事務の執行に努めます。</li><li>2 交通誘導員配置計画書を提出するよう指導し、提出されました。今後、仕様書に基づき適正な施工計画書が作成されるよう周知徹底します。</li></ol>	